

原作使用許諾契約書

ABC プロダクション株式会社（以下、「甲」という）と XYZ 製作股份有限公司（以下、「乙」という）は、*****（以下、「原作者」という）の著作物『*****』（以下、「原著作物」という）の原作使用に関し、次の通り契約を締結する。

第1条 （保証）

- 甲は乙に対して、甲は原作者より本契約を締結するための権限を与えられている、原作者の正当な代理人であることを保証する。
- 甲は乙に対し、本契約に抵触するいかなる契約も第三者と締結していないことを保証する。

第2条 （許諾の内容）

- 甲は乙に対し、乙が原著作物を使用して、以下に従って、テレビ放送用シリーズ実写映画（以下、「本件映画」という）1種類を独占的に制作し、台湾国内においてテレビ放送せしめることを許諾する。本条本項における許諾の対価は本契約第3条第1項に規定する。

記

番組名：
放送予定日：
放送話数：
言語：
放送基本枠：
放送局名：
製作会社：
放送利用範囲：①地域
②期間

- 前項に定める話数変更など、上記内容に変更のある場合、乙は甲に対し、必ず報告し、了承を求めるものとする。

第3条 （許諾の対価）

- 乙は甲に対して、第2条第1項に定める制作ならびに放送利用許諾ならびに原著作物のイラスト使用に対する著作権使用料として、次の通り支払うものとする。

| | | |
|----------|---|------------------|
| 90分1話につき | 金 | 150,000円（消費税別） |
| 全13話合計 | 金 | 1,950,000円（消費税別） |

送金の際の手数料は乙の負担とする。なお、乙は本金員について、理由の如何によらず返却請求をすることはできない。

2. 乙は甲に対し、前項に定める著作権使用料の全額を、本契約締結日の翌々月末日までに、以下に定める銀行口座に現金にて振込支払うものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。

銀行名　：

支店名　：

口座名義：

口座番号：

3. 原著作者に対する支払いは原著作者と甲の間で別途定めるものとし、乙は本契約に定められた場合を除いて、原著作者に対する支払い義務を負わない。

第4条　（制作方法）

乙は原著作物を利用して本件映画を制作・宣伝するにあたり、以下の事項を遵守しなければならない。

1. 原著作者の名誉、人権、原著作物の声価・イメージを損なわないよう、また、社会的に悪影響を与える扱いにならないよう配慮する。
2. 原著作者の創作意図を尊重し、みだりに改変を行わないこと。改変をする場合は事前に甲の同意を必要とする。
3. 制作にあたって乙はプロット、およびシナリオ 2 部を本件映画制作開始前に甲へ提出し、原著作者ならびに甲による監修を受けるものとする。
4. 本件映画の題名は『*****』とするが、甲の事前の了承のもとに、サブタイトル等本件映画の内容を説明するための文言を付記することができる。

第5条　（関係者の権利処理）

本件映画の制作に関わる、監督、脚本、音楽、美術、俳優、歌手、実演家その他の著作権者・著作隣接権者に対する権利処理は、全て乙の責任と負担で行うものとする。

第6条　（著作権・所有権の帰属）

1. 本件映画の完成原盤の所有権、本件映画の著作権ならびに本件映画の制作のために収録された映像素材、音声素材の著作権・所有権は、乙に帰属するものとし、乙がその著作権ならびに所有権を管理する。
2. 原著作者は日本国著作権法第 28 条の規定に従い、本件映画の利用に関し、本条第 1 項に定める本件映画の著作権者が有するもの同一の種類の権利を専有するため、乙は本契約有効期間中であると否を問わず、原著作者ならびに原著作者の代理人である甲の権原による拘束を受ける。